

赤穂市

「人・農地プラン」を策定しました

平成24年度から国(農林水産省)が事業をスタートさせた「人・農地プラン」は、地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰かどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき、とりまとめるプラン(計画)です。市では、連合自治会区域をプラン作成の単位として、中心となる農業者の有無、農地の耕作状況、プラン作成に対する地域の意向を踏まえて策定を進めてきました。プランの作成状況は、次のとおりです。

プラン作成にあたって

今回のプラン作成は、地域の中心となる経営体、農業の担い手となる方を地域で決めていただくことを優先しています。それぞれの地区で国の支援施策を受ける方が出た場合に備えて必要な部分から着手し、充実させていくことが求められていますので、あくまで、地域の中心となる経営体、地域の担い手として位置付けられる方を特定することに主眼を置いた、いわばプランの「枠組み」「入れ物」を作成することを目的としています。

プランの区域 (集落名)	担い手数
坂越地区(田端)	2経営体
高雄地区(中山・真殿・周世・高雄・目坂・木津)	11経営体
有年地区(西有年・東有年・楢原・原・横尾・牟礼)	15経営体
赤穂・城西地区(松組・中広北・中広南・千鳥ヶ浜)	4経営体
塩屋地区(塩屋向・塩屋東・塩屋西・新田・木生谷)	10経営体
西部地区(折方・鶴和・福浦本町・福浦新田)	3経営体



「人・農地プラン」は見直しができます

農業にかかる地域の状況は毎年変化しています。「人・農地プラン」は、地域に新たな担い手の方(新規就農者や後継者、集落営農組織など)ができたときや、農業経営を継続できないとして農地を手放す農家が生じたときなど、地域の状況が変化した場合には、随時見直すことができます。今後も地域の担い手、農業の担い手の皆さんを中心に「地域農業の将来展望」について話し合いを行っていただきながら「人・農地プラン」の充実を図ってまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

「人・農地プラン」の関連施設

人・農地プランに地域の中心体として位置付けられると、その立場によって支援等を受けられます。

- 青年就農給付金(経営開始型) 経営リスクを負う新規就農者を支援し、経営が軌道に乗るまでの間、から5年以内を上限として150万円の給付金を支給し
- 経営体育成支援事業 地域の中心となる経営体等資を活用して農業機械等を適経営改善・発展に取り組み場融資部分に対して支援し
- スーパー資金の実質無利子 地域の中心となる経営体にづけられた認定農業者が、FILL資金(農業経営基盤強化)を借入した場合、その借入金初5年間が実質無利子になります。

- 赤穂市「人・農地プラン」は開可です。 ※閲覧をご希望の方は、産業振興窓口までお越しください。
- 問い合わせ先 産業観光課 ☎43・6000

機構集積協力金について
農地を機構に貸し付け、借り手が農地の貸し付けが受けられた場合に出し手農家に対して付されます。

- ① 経営転換協力金 農業経営を縮小、リターンする等、全ての農地(10アール)の農地、経営を止める作物の作物を栽培する農地を、機構を通じて受け手へ付けた場合に(出し手農家)付されます。
- ② 耕作者集積協力金 2筆以上のまとまりの農地を、機構を通じて受け手し付けた場合に(出し手農家)付されます。
- ③ 地域集積協力金 地域の話し合いに基づき、構にまとまった農地を貸した(地域)に交付されます。

※協力金の交付には、様々な条件がありますので、問い合わせください。

- 問い合わせ先 産業観光課 ☎43・6000

平成26年度から 農地中間管理機構事業がスタートしました

農地中間管理機構は、担い手へ農用地利用の集積・集約を進めるため、都道府県単位に設置された農用地の中間的受け皿となる組織です。

兵庫県では、公益社団法人「兵庫みどり公社」(以下、機構)が農地中間管理機構の指定を受け、人と農地の問題を解決するため、平成26年4月1日から農地中間管理事業をスタートしました。

農地中間管理機構事業は、経営規模の縮小やリタイアなど農地を貸したい方(出し手農家)から機構が農地を借り入れ、機構の募集に応募した農地を借りたい方(受け手農家)に、まとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付けを行う事業です。

農地を借りたい方(受け手)

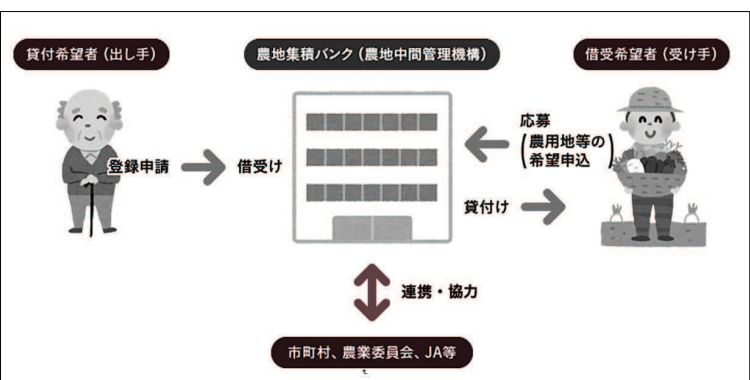
赤穂市「人・農地プラン」に位置付けられた担い手の方が機構から農地を借り受けるためには、機構の募集期間内に応募する必要があります。

- 募集期間 12月5日～平成27年1月5日

※応募方法は、「兵庫みどり公社」のホームページ(<http://www.forest-kyogo.jp/>)又は機構本部(☎079・3611811)に問い合わせください。

農地を貸したい方(出し手)

赤穂市産業観光課へご相談ください。



※農用地として利用することが著しく困難な農用地(赤穂市農業委員会が再生不能と判断した遊休農地)、一年以内に貸付けられる可能性が著しく低い場合、機構は借入しません。